点

地域ぐるみの学校安全体

制

の

立

審者

侵

入

防

止

体

制

の

確

立

● 全国では、不審者による被害が相次いでいる。

② このため、保護者・地域人材と連携した子どもたちの見守り活動(スクールガード活動)や、不審者侵入防止対策、防犯教育の充実が必要である。

ポイント1

スクールガード活動の活性化を図り、地域ぐるみの安全体制を確立する。

- □学校、保護者、地域(防犯団体等)の連携を密接にし、見守りやパトロールに取り組むスクールガード活動を活性化し、「児童等を一人にしない」対策を講じる。
- □近隣の学校や警察と、不審者情報等を共有するとともに、児童等及び保護者への 注意喚起を常に行う。
- □地元警察署が発信する「警察署メールマガジン」や、県警Webページの「山口県地域別犯罪発生地図(安全マップ)」も活用する。
- □スクールガードと児童等の対面式・交流会等の開催など、交流機会を増やす。
- □市町教育委員会の指導のもと、小・中学校が連携し、生徒指導連絡会議等の既存の会議を活用し、学校とスクールガードとの連絡会議を開催する。その際、校区内の県立学校等も参加し、連携を深める。
- □連絡会議に出席する関係者が、安全マップを作成し、共有する。

確 ポイント2

万一に備え、緊急連絡体制を整備する。

- □「学校等に対する緊急通報システム」等による、緊急事案発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。
- □緊急時の学校の登下校対応について保護者、地域に周知する。

ポイント3

学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全点検を実施する。

- □毎年、定期的に安全点検を実施し、「安全マップ」を見直す。
- □危険箇所については、児童等、保護者に情報提供する。
- □児童等から通学路の状況について、随時報告を受ける。

不 ポイント4

不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

- □使用しない校門等は施錠する。
- □校地内に入るための出入り口を可能な限り限定し、管理可能な状態にする。
- □児童等が使用する通用門を、登校時以外は閉めておくなどの対応をする。
- □校地内外の樹木の伐採等を行い、不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど、校地内の見通しを確保する。
- □教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視にも取り組む。
- □防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。特に、部室等の施錠、貴重品 の管理にも配意する。
- □可能であれば、防犯監視システム (防犯カメラ、センサー、インターホン等) を 整備し、不審者侵入抑止体制を強化する。
- □休業日の学校開放等においても、児童等の安全確保、安全管理に十分に努める。 特に、校地及び校舎の出入口を限定するなど、安全管理に配意する。
- □防犯器具の設置場所や取扱方法等について、防犯訓練や研修会で確認し、緊急時 に対応できるようにする。

ポイント5

- 来訪者への対応を明確にする。
 - □出入り口に、「関係者以外の立入りを禁止します」「用事のある方は事務室受付 へお越しください」などを表示する。
 - □受付がわかるように案内を表示する。
 - □受付で受付名簿への記入、来校者証、名札等を配付し、着けるよう依頼する。

ポイント6

- 警察への通報体制を確立する。
 - □不審者を発見した場合は、即座に110番通報する。(所轄署への連絡では、 パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる)
 - □警察への通報基準を明確にしておく。
 - ○児童等や教職員に危険が感じられる場合
 - ○威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合
 - ○窃盗行為をしようとしている
 - ○覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合
 - ○火災発生の原因となる行為をした場合
 - ○不審者が強引に児童等との接触を求めた場合
 - ○児童等に破廉恥行為を強要している場合 など

ポイント7

- 警察や保護者等と連携し、防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。
 - □すべての児童等が、防犯の基礎である「いかのおすし」(行かない・乗らない・ 大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる)を身に付ける。
 - □児童等が危険を予測し回避できるよう、防犯に関する危険予測学習(KYT)を 活用する。

ポイント8

- 「安全マップ」の作成を通して、危険予測・回避能力を育てる。
 - □安全教育の一環として、総合的な学習の時間や特別活動を活用して、安全マップ づくりに取り組む。
 - □作成方法は、小グループや保護者と一緒に、直接、現場を見て、地域の方から取 材するなどして、危険箇所を把握する。
 - □「暗くてさびしい道」「空き地で危険。人気がない」「大きな車に注意」などの 把握した情報は、実際の地図やイラスト(略図)として書き込む。
- □「交番」や「子ども110番の家」など、安全を確保できる場所も明示する。
- □危険箇所は、地形、時間帯、天候等の多面的な角度から安全点検を実施する。

ポイント9

- 防犯指導を充実する。
 - □できるだけ日没前に帰宅し、日没後は一人で外出しないように指導を徹底する。 外出が必要な場合は、可能な限り送迎するよう保護者へ依頼する。
 - □特に、部活動等で帰宅が遅くなる児童等については、単独行動を避け複数で行動 することや、防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。
 - □保護者にも、児童等の通学路や安全について、家庭で十分話し合うよう依頼する。

防犯教育の充実

■ 不審者侵入への対応

		関係者以外の学校への立ち入り
	Ш	<u></u> ★間合いを取り、声かけ 「こんにちは。何か御用ですか」「受付までお願いします」
初		正当な理由あり 受付に案内する
		正当な理由がない ★特徴を把握しながら、
	Ш	対応1] 過去した 侵入しない
	Ш	退去を求める
	即	退去しない 侵入した
動	A)	チェック2 危害を加える恐れは? 退去を求める
	時	恐れがある ★声かけ「お話を伺いますのでこちらに お越しください」
	Ш	[対応2]
	対	した □教職員への緊急連絡 □暴力行為抑止と退去説得 □110番通報 □別室等へ案内隔離 □教育委員会に連絡・支援要請
対		「対応3]
	応	子どもたちの安全を守る
		□防御(暴力の抑止と被害拡大の防止) □移動阻止 □全校への周知 □避難誘導 □教職員の役割分担と連携 □警察による保護・逮捕
	Ш	チェック3 負傷者がいるか? いない
応	Ш	グエググで
	Ш	[対応4] いる
	Ш	応急手当などをする□速やかに119番通報 □救急車到着まで応急手当
	Ш	□被害者等の心のケア着手
	\sqcup	
初	24	[対応5] 事後の対応に取り組む
期	24 時 間	事後の対応に取り祖む □情報の整理 □保護者等への説明(全校集会、臨時保護者会) □心のケア
対	以	□再発防止対策実施 □報告書の作成・提出 □災害共済給付請求
応	内	※「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(文部科学省)から